

平成 2 5 年 度  
(第 3 回)

## 能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

### 議 事 録

日 時 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 (木)  
午後 2 時 0 0 分 ~ 2 時 3 0 分

場 所 能 美 市 役 所 本 庁 舎 1 階 大 会 議 室

## ●事務局

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の大島です。よろしくお願いいたします。

只今より、平成25年度第3回能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、酒井市長よりご挨拶を申し上げます。

## ●市長

本日はお忙しい中、能美市都市計画審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

本年度最後の審議会となりますので、よろしくお願いいたします。

合併以来の懸案でありました新たな土地利用制度への移行も完了いたしました。

委員皆様のご支援ご協力の賜物と思っております。誠にありがとうございました。

ご承知のように、能美市誕生から10年目の節目の年を迎えまして、これまで様々な問題がございましたが、ようやく創世記から発展期へと向かっているところかと思えます。

急激な時代の転換の中で私もとまどいを感じておりまして、これから世の中がどうなっていくのか心配しているところです。

急速に進んでいる超高齢化社会の到来、能美市の場合は他の都市と比べるとそれほど深刻な状況ではありませんが、今後の人口の減少は必至であり、高齢化率も上がっていきます。

そんな中で、特に心配されることは、市街地での空き家の増加であります。大都市だけでなく、こんな田舎の中心街でも空洞化が起こっています。

そんな慌しい状況の中、都市計画の在り方についてもこれから勉強していかなければ、と感じております。委員の皆様にはこれからもご助言を戴きたいと思えます。

少し話が違うかもしれませんが、日本の農政において、いよいよTPP問題などで一大転換期を迎えるということで、農地の集約化がますます進んでいきますし、企業の民間参入ということもありますので、そうした状況の中で、間接的に能美市の土地利用の制度も関わってくるような、新しい時代がやって来たなと感じております。

こうしたことは、これからの問題ではありますが、将来の問題も踏まえながら当審議会でも様々なご助言をいただきたいと思えます。今後ともよろしくお願いいたします。簡単ではございますが開会の挨拶に変えさせていただきます。

さて、本日の案件は2件であります。地区計画の変更と下水道の変更であります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●事務局

本日の審議会の出席委員数は10名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

本日は、森委員、田上委員、伊野委員、畑中委員が都合により欠席されています。そのうち、伊野委員は今回から新たに委員となっております。

なお、委員の皆様の任期につきましては、平成28年1月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、運営要領により会長が会議の議長となります。

又村会長、よろしくお願いいたします。

●会 長

先程、市長からもお話がありましたが、能美都市計画となってから半年以上が経過しました。今後とも適正な土地利用の運用がなされるよう、慎重な対応をお願いしたいと思います。

本日の案件は地区計画と下水道の区域の変更ということですので、委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行に務めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。

議事録署名者は、竹本委員と山野委員にお願い致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、中西産業建設部長よりご説明願います。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案2件であり、事務局よりご説明申しあげます。

なお、本日の会議につきましては1時間程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願いいたします。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第1号「地区計画の変更」についてご説明いたします。

まず、地区計画とはどういったものであるのか、簡単にご説明いたします。

地区計画とは、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に

合ったよりきめ細かい規制を行う制度で、「地区レベルの都市計画」とも呼ばれるものです。

地区計画では、例えば、道路等に面した建築物の壁面の位置を整えることで、統一感のある街並を形成することができる、

建物の屋根や外壁などの形状・材料・色彩などを定めることで、地区の特色を出すことができる、

建築物等の用途を制限することで、地区にふさわしい用途の純化を図ることができる、といったルールを定めることができます。

これにより、地区の特性に応じた、まとまりのある良好な都市環境の形成を図ることができます。

今回の案件である「浜町・道林町工業団地地区計画」の位置はこちらになります。

能美市の西端、日本海の沿岸部に位置し、北陸自動車道と（都）木曾街道線に挟まれた工業団地になります。

地区計画の概要については以下のとおりです。

既存企業の操業環境の維持増進と立地環境の整備を目的として平成20年11月に決定されたもので、建築物等の用途、壁面位置、形態又は意匠、などを制限しています。

今回の変更は、こちらの北陸自動車道沿いの一角を区域に加えるものです。

工業団地の西側には、北陸自動車道との間に保安林が指定されていますが、既存企業の事業拡大等に伴い、段階的に指定の解除が行われています。

今回、この保安林が解除された地域についても、一団の工業団地としての適正な土地利用を誘導することで、より一層の既存企業の操業環境の維持増進を図るため、計画区域を変更するものです。

以上で、議案第1号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましては、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

## ●会 長

只今、説明のありました議案第1号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

## ●A委員

既存企業の操業環境の維持増進ということだが、表現が抽象的で分かりづらい。具体的にどういった事態が想定されるのか。

●事務局

極端な例を挙げますと、既存の地区計画の区域内では住宅やアパートなどの建築を規制していますが、隣接する当該地においてはその制限はないため、住宅等の建築される可能性があります。一団の工業団地としての適正な土地利用を行うためには、統一されたルールの適用が必要だと考えます。

補足として、当該地は元々は保安林の指定がされていたところです。今回、これが全てと言う訳ではありませんが、企業側から、保安林を解除して工場等の開発を行いたいというニーズがありました。これに対応するには、保安林を解除したまま地区計画の網がかかっていないと先程のような極端な例のように良好な操業環境が維持できないという可能性がありますので、今回、区域に加えるというものです。

また、残っている保安林についても、今後そうしたニーズがあれば同様の対応をしていきたいと考えています。

●会 長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第1号について原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第2号「下水道の変更」についてご説明いたします。

下水道とは、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、都市計画法第11条に定める都市施設の一つとして位置付けられています。

能美市では、梯川処理区としては昭和58年度から整備事業に着手しており、平成24年度末で約80%の整備率となっております。

今回、本計画を変更するきっかけとなったのは、昨年8月に実施された都市計画制

度の見直しであります。

この見直しにより、能美市として1市1制度に統一されるとともに、用途地域の追加や開発可能区域の指定が行われました。

新たに追加した用途地域はこちらの赤枠部分になります。

新たに指定した開発可能区域はこちらの緑枠部分になります。

これらの地域、区域は、基本的に開発が可能となる地域、あるいは一定の開発を認める区域であることから、将来的には公共下水道に接続することが想定されます。

これらの地域、区域はいずれも既存の公共下水道の計画区域に隣接しており、また、下水道へ接続となる際にも、水量に余裕があることから、今回、新たに排水区域に追加し、更なる生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るものです。

全体図では分かりづらいため、何箇所か拡大してお示しします。

まず、道林町・山口町の一部ですがこちらは新たに用途地域が指定された地域です。

赤枠が現在の下水道の排水区域であり、用途地域が指定された範囲はこちらになります。今回、この用途地域に合わせ排水区域を追加します。

次に、小杉町の周辺ですが、こちらは新たに開発可能区域が指定された地域です。

赤枠が現在の下水道の排水区域であり、開発可能区域が指定された範囲はこちらになります。今回、この開発可能区域に合わせ排水区域を追加します。

以上で、議案第2号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましては、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

## ●会 長

只今、説明のありました議案第2号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

## ●B委員

今回、70haが追加されるということだが、現状の土地は白地の農地なのか宅地なのか。今後宅地化されるために区域に入れるということなのか。

## ●事務局

現状の土地は、宅地もありますし、農地もあります。今回の変更は、何かしらの整備を行うためでも、宅地化するためでもありません。今回追加するエリアは一定の開発が認められる地域ですので、将来的に開発等が行われる場合を考慮して計画区域に編入するものです。

●B委員

地元からの要望を受けての変更ということか。

●事務局

要望によるものではありません。将来的に開発等があった場合に速やかに下水道に接続することで、生活環境の改善等を図るものです

●会 長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第2号について原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。慎重審議、有難うございました。

以上を持ちまして、本日本日予定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局、後はよろしく申し上げます。

●事務局

事務局からの報告、あるいはその他の点について、何かご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、最後に中西部長より閉会を申し上げます。

●部 長

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、また様々なご意見を頂きましてありがとうございました。本日、事務局が用意しました議案及び報告事項については以上でございます。

また、本日本日いただいたご意見等について、事務局としてどういった方向で課題を解決していけばよいか、検討させていただきたいと思っております。

それでは、平成25年度第3回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長

又村 一夫



署名委員

山野 優子



署名委員

竹本 敏晴

